

令和元年度

事前申請が必要

資格取得を
応援します！

佐賀県 技術力強化支援補助金

「技術力強化支援補助事業」では、県内建設業者等の技術力強化を図るため、施工管理技士等の資格取得を支援します！

補助対象者

○中小企業基本法(S.38法律第154号)第2条に該当し、県内に主たる事務所を有する建設業者で、建設業許可を有するもの。(補助対象経費①、②)

○中小企業基本法(S.38法律第154号)第2条に該当し、県内に主たる事務所を有し佐賀県建設工事等入札参加資格(測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査)を有するもの、又は測量業・建設コンサルタント・地質調査業・建築事務所の登録を有するもの。(補助対象経費③)

補助対象経費 及び 補助率

補助対象経費	資格取得の対象者	補助率(補助金額)
①施工管理技士等 ②登録機関技能者講習 ③入札参加資格申請で求められる資格(技術士、測量士、RCCM、地質調査技士) 上記①～③の資格取得に係る試験料、講習受講料、教材費等	事業主 常勤の役員 常勤の従業員	対象経費×1/2×算定指數 (1事業所当たり補助金額上限10万円) 算定指數 資格取得対象者に占める35歳未満の者の人數により定める指數

今年度からコンサルタント
関係資格も補助対象とな
りました！

受講者の限度

1事業者あたり同一資格を対象にした講習・試験につき2名以内
※試験(学科、実地)のみ受験する場合についても1事業者あたり2名以内

申請期限

実施計画書提出期限	対象となる試験
一次募集 6月28日締切	4月～10月の試験
二次募集 秋締切予定	11月以降の試験

※二次募集に関しては後日HPに掲載

選考方法

要件を満たすものから先着順で受付

その他の条件

- a.事業者の負担する経費であること
- b.受験料、受講料及び教材費について、他の助成金・給付金を受給しないこと
- c.建設業者においては、毎事業年度終了後の決算変更届を適切に提出していること

事業の詳細、申請書類等は、佐賀県ホームページをご覧ください。

佐賀県ホームページのトップ画面から[サイトメニュー]「県土・まちづくり」⇒「建設業再生支援」